

栄町第3子以降学校給食費無償化制度について（お知らせ）

町では多子家庭の保護者の負担軽減を図り、安心して子育てができる環境整備を図るため、栄町立小中学校に就学している第3子以降の児童生徒の学校給食費の無償化を平成31年4月から実施しています。減免を受けるには必ず申請が必要です。

【減免の対象となる世帯】

○保護者が小学校から大学等の教育施設に子どもを3人以上扶養・就学させ下記の要件を満たした場合、第3子以降となる児童生徒の学校給食費が減免の対象となります

※教育施設：学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校
中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、専修学校等

【減免の要件】

- ①小学校から大学等の教育施設に3人以上の子どもを扶養・就学させている保護者
- ②子どもの出生の早い順から数えて第3子以降の子が栄町立小中学校の学校給食の提供を受けていること。また、保護者と対象となる子どもは町内に在住し、生計が同一であること
- ③学校給食費、町税等に滞納がある世帯及び生活保護、就学援助受給世帯は対象となりません
- ④扶養している子どもの就学状況に変更が生じた場合、また新年度に減免を受けるときはその都度申請を行っていただきます

【減免金額】

○児童生徒一人あたり小学校：月額4,500円、中学校：月額5,100円

【申請方法】

申請方法：「栄町給食費負担金免除申請書」に必要事項を記入し添付書類をご用意のうえ申請して下さい。申請書類一式は必ず封筒（任意）に入れ提出願います。

提出先：各学校へ提出して下さい

申請期間：令和3年4月から減免を受けたい方は令和3年4月15日までに申請書を提出して下さい。また、申込締切日以降も随時申請を受付けますがその際は受付けた月の翌月分からの減免となります。

申請後、教育委員会で審査し、免除可否決定を行い、後日文書で通知します。

【減免対象者区分】（○付数字は就学している子の出生順）

※網掛けが免除対象者

	第1子	第2子	第3子	第4子	減免対象者
例1	大学生①	高校生②	中学生③	小学生④	中学生③と小学生④
例2	高校生①	私立中学生②	小学生③		小学生③
例3	就労者	高校生①	中学生②	小学生③	小学生③
例4	就労者	中学生①	小学生②		対象外
例5	大学生①	中学生②	私立中学生③		対象外

例1：第3子、第4子2名分を減免

例2/例3：要件に該当する子で、上から数えて3番目となる子を減免

例4：要件に該当する子が2人のため、第3子となる子がいない

例5：第3子が町の学校給食の提供を受けていない

※不明な点は事前にご相談ください

○問合せ：栄町学校給食センター TEL0476-95-0200